

## ■よくある質問

### Q1 加入できる業種と保険料は？

**A1** 全建総連の組合員であれば加入できる業種に制限はありません。請負業者賠償責任保険の保険料は前年度の年間請負金額により算出いたしますが、業種による違いはありません。また、PL特約の保険料は前年度の年間請負金額により算出し、業種によっても保険料が異なります。

### Q2 マンション2階201号室「洗面所」のリフォーム工事にて、本来打つべきところではなく、間違っただ箇所を釘を打ったために給湯管に穴を開けてしまい、201号室と階下の101号室を水浸しにしてしまいました。補修費用は、全額保険金の支払対象となりますか？

**A2** 思い違い（錯誤）により受注内容とは違う工事をしてしまった場合、間違い箇所の再工事費用は支払対象となりません。間違い箇所以外の部分のみ支払対象となります。  
上記の例では101号室の補修と201号室の間違って穴を開けてしまった工事箇所以外の部分についての補修が支払対象となります。

### Q3 固定してあった資材が、台風で崩れて、隣家の塀を壊してしまいました。保険金の支払対象となりますか？

**A3** 基本的に賠償責任が発生しないため、支払対象となりません。  
一般的に、台風などの自然災害により近隣一帯に被害が出るようなケースでは、事故は防ぎようがなかった（不可抗力）として賠償責任は問われません。したがって法律上は、資材管理者が隣家の塀の修理費用を負担する必要はありません。  
ただし、隣家一帯に比べて被害状況が著しいような場合、資材の固定が不十分であったとみなされて賠償責任を問われる場合もあります。

### Q4 工事受注に際して賠償責任保険を付けることが条件となっていますが、現場賠償共済パートナーの補償（対人1名1億円・1事故5億円、対物1事故1億円）では不足しています。もっと高額の補償で加入できますか？

**A4** 個別契約で加入できます。  
現場賠償共済パートナーは、全建総連の制度としてベーシック、グレードアップの2種類のプランのみ提供しておりますが、現場賠償共済パートナーとは別に、保険の個別契約をすることでご希望の補償を付けることが可能です。

### Q5 (オプション契約) 水道管の設置に不具合があり、引渡し後に水道管が破損しました。保険金の支払対象となりますか？

**A5** 水道管の破損により他の財物が汚損した場合は保険金の支払対象となりますが、水道管そのものの修理費用は支払対象となりません。

### Q6 事故の相手方との示談交渉の進め方がわかりません。示談交渉を代わりに行ってほしいのですが？

**A6** 現場賠償共済パートナーではご加入者に代わり示談交渉はできません。  
本制度には「示談交渉サービス」（保険会社が代行して示談交渉をするサービス）はありません。したがって、現場賠償共済パートナーご加入者が相手方と直接交渉していただくことになります。  
保険会社からは示談交渉のアドバイス、損害賠償金の金額やその根拠のご説明など、交渉のお手伝いをさせていただきます。